

流域環境圏を基にこの国の形をつくる

自治体の境界を流域で区分する試み

筒井 信之(ラオ)会員 (株)創建 代表取締役社長 土木学会 特別上級技術者 日本地域学会監事

本稿では郡邦制を提案したい。これからの時代に大切な視点は「社会資本と自然資本」「経済と環境」「自然災害に対する国土の保全」であると考えられる。これらの視点に配慮したバランスの取れた国土経営が大切な時代になっている。そのためには州の圏域を自然の摂理に従って決めることが最重要になっており、流域環境圏を圏域とする郡の制度を新たに定めるべきである。

経済は自然の中に治まる

近年は、自然資本よりも経済資本を価値の中心において人類社会が営まれてきた。その結果、自然を破壊し地球温暖化を招き、気候変動が牙をむき、人類や自然に襲いかかってくる。今や、自然の循環系の中に人類の営みである経済を治め込むことが何よりも重要な課題になっている。

振り返って日本の国土を考えると、その課題解決に最も適切な特性をもっており、一国のみで課題

に挑戦できるまわめてまれに見る幸いな国家である。しかしながら水と緑の豊富なまれに見る幸いな国土であるにもかかわらず、自然災害に脆弱な国土のみが露呈している現状がある。

日本の国土の特性を生かすためには、自然の地形と水循環系と気候区などを考慮に入れた圏域を設定することが重要であり、日本列島の自然地理を基に計画すれば必ずと地域の区割り

と呼ぶ。このことは取りも直さず自然災害から身を守る手段を構築することにもつながり、かつ自然と経済の共生を促すことにもつながることでもあり、行政の区割りに適した圏域設定となり得る。

一方この国のありようが、政治体制の変化と相まって議論されている状況なかで、政党の選択に関係のない普遍的な国土管理体制が構築されなければならない。すなわち国土の特性を背景に置いた地域主権のあり方なり道州制のあり方が、新たに考案されなければならない。

日本に18の州邦をつくる

このときに一番の問題になることが州の区域割をどのように区分するかということである。従来の考え方のほとんどが都道府県の境界ラインをそのままに尊重するものであり、その考え方の問題は区割り困難の問題を解消できないことである。同時に水循環系を一元的な意思決定によって利用・管理できないことでもある。この問題はどの県でも当てはまるが、一例を上げるとすれば長野県は中部なのか北陸なのか関東なのか、とれてあつても可能性はあるものと同じに属しても問題は残る。静岡県も同様であり、いざとなればこの県であれ問題の大小はあるもの、すべの県が区割り困難な現状にある。

そこで考えられるのは、歴史文化・経済など時代の流れとともに激しく変化する人間次元の視点で区分けするのではなく、普遍的な自然次元の考えで区分けをしてそこに人間次元の事象は従属的に組み込まれて共生する方式がこれからの地球環境時代にあるべき姿である。

都道府県の境界を意識することなく、自然地理的要素(地形・水文・気候)すなわち、以下に示す①～⑥の圏域を分析しないことを条件とする地域の区割りを試みた結果18の流域環境圏が浮かび上がった。この区割りを州邦(シュウホウ)と命名する。

- ① 流域圏
- ② 沿岸域
- ③ 気候区
- ④ 島群域
- ⑤ 湾域圏
- ⑥ 内海域
- ⑦ 半島域
- ⑧ 海峡域

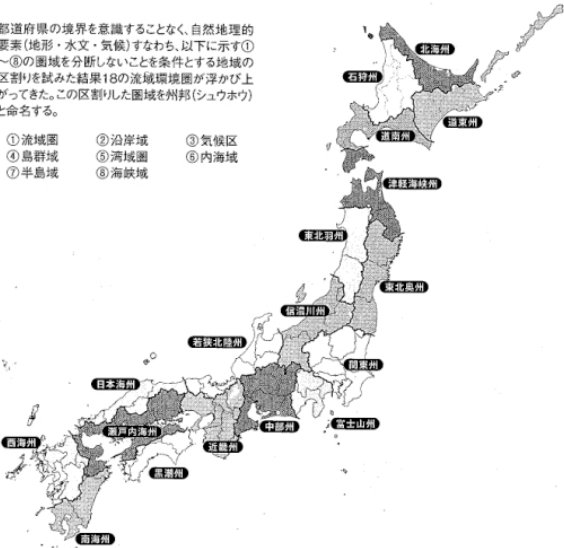


図1 日本に18の州邦をつくる

細い実線が現在の県の境界を、太い実線と濃淡が州邦を表す

た郡が州邦である。

郡邦制とは

前述の「州邦」と後述の「流域」を国家の統治機構の中心に置く考え方で、従来の道州制にみられる決定的に重大な欠陥をすべて解消するものとして打ち出している。ただし、分権論としての趣

流域郡とは 流域社会をつくる

旨や意図するところはまったく同じであり、先達が立ち上げた道州制の理念に敬意を表すものである。図2に表現するように3段階の政府機関と民間企業による新たな公市民主体による地域づくり計画の制度を併せ持つ21世紀型として実現可能な改革案である。明治維新を上回る画期的な新次元の改革であり、まずは憲法・地方自治法はじめ、複雑怪奇な法体系の区画整理事業を英断の気迫ではじめなければならない。

州邦とは

このような考え方で日本列島を道州制への区割り、すなわち州邦と呼ぶ考え方を創生してみたのが右のマップである図1。

「州」とは流域環境圏で形成された区域の範囲を特定する概念であり、「邦」とは国家を形成する

組織の機能や権限の大半を移譲された統治経営体のことである。前者は容器で、後者は内容を表すものと考えられる。この州邦が、道州制で一般的にいわれるところの道州の概念と一致するが区割りのされ方は、まったく異なる。都道府県と国の出先機関を廃止して合体し州政府となる。さらに各省の本庁機能も大幅に取り込んで新たな完全地域主権をもつ

組織の機能や権限の大半を移譲された統治経営体のことである。前者は容器で、後者は内容を表すものと考えられる。この州邦が、道州制で一般的にいわれるところの道州の概念と一致するが区割りのされ方は、まったく異なる。

さらに新たな完全地域主権をもつ

管理、などの国土のガバナンスに関すること。第二に①山里・海里の地域活性化、②都市の適正規模と快適化、③上下流域を結ぶ人間関係資本の形成、などで「都市」と「山里・海里」が一体化することで人口分布のバランス政策を「実施」し「過密・過疎」問題の解決を意図することであり、これらを通じて、①自然の荒廃、②社会の頹廢、③国家の衰退、などの問題解決につなげていこうという大きな目標に狙いを定めている。

図2に表現してあるように郡邦制を形成している5段の階層ごとに経済政策の狙いとする焦点は異なった役割を演ずることが望ましい。国は国際競争力・為替管理・貿易政策など、州邦は地元企業の海外貿易支援・国内の他邦との交易支援、民需・官需のバランスある内需経済、流域郡は地産地消を中心とする地域経済、民

営自治体は新たな公として官のもつ諸資産諸資源を有効活用する経済活性化、地域づくり計画委員会⁽¹⁾は市民自らが営みのなかに投資を起す可能性、物々交換・結いの精神による、幅広い人間のサービス交換経済などの可能性がある。

これらの制度インフラ(郡邦制)が実現するだけで、国家予算を大量に注ぎ込んだ経済対策よりも有効な内需拡大誘導策につながることになると思われる。

- 参考文献
- (1) 石川幹子・吉川勝秀・岸由二編…流域圏フランチングの時代―自然共生型流域圏・都市の再生、技報堂出版
 - (2) 筒井信之編著…新次元・環境創生、樹林舎
 - (3) オリバー・W・ポーター著、根本佑二・サム田湖監修…東洋大学PPP研究センター、自治体を民間が経営する都市、時事通信社
 - (4) 神野直彦・澤井安勇編著…ソニーカルガバナンス、東洋経済新報社
 - (5) 住民主体のまちづくり研究ネットワーク編著…住民主体の都市計画まちづくりへの役立て方、学芸出版社

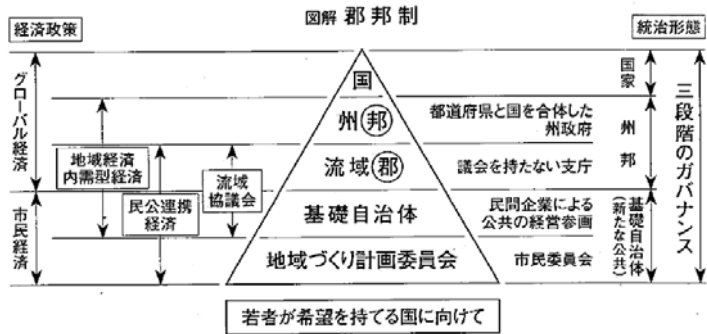
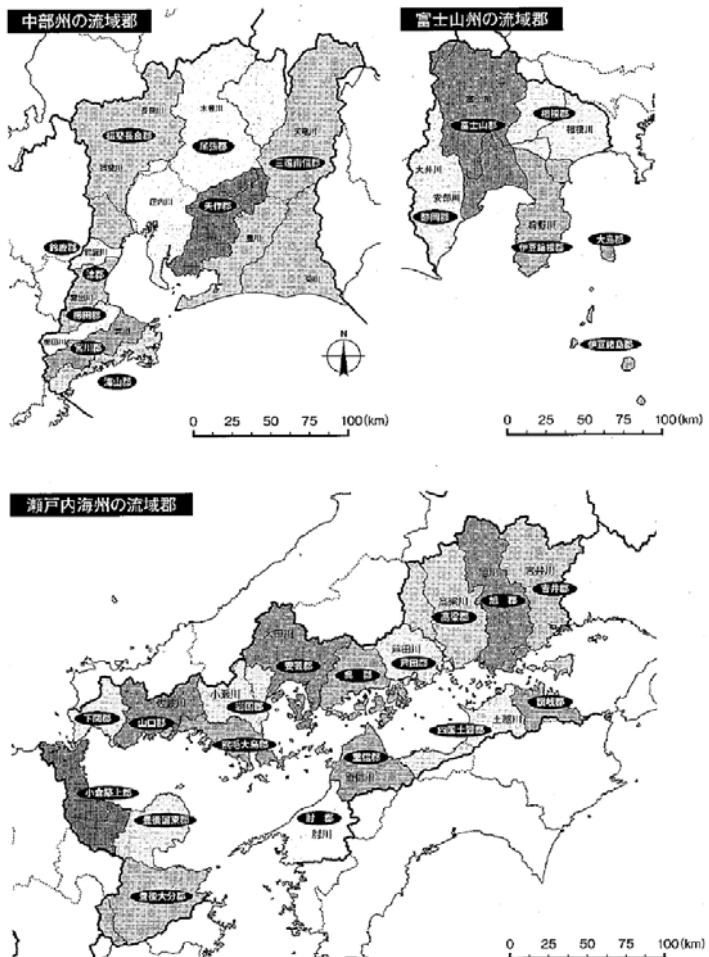


図2 郡邦制概念図



濃い色で色分けされた部分が州で黒い線で区切られた部分が流域郡、破線は現在の県境。流域郡の区分けと名称は仮置

図3 州邦を流域郡で区分する(18州の中3事例を示す)